※税務署

部

決算

期

業種

番 号

番

묽

整理

籓

備

老

通信

目付印

年 月 日 確認

適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人が適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。)をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)又は所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第16条の規定による改正前の措置法(以下「令和2年旧措置法」といいます。)第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)により、転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額し、又は措置法第67条の4第5項若しくは令和2年旧措置法第68条の102第6項の規定(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。)により期中特別勘定を設け、これらの金額等の届出を行うときに、その法人(連結子法人にあっては、当該連結子法人に係る連結親法人)が必要事項を記載して提出してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人 にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 中段の本文欄について、連結親法人がこの届出書を提出する場合は、「租税特別措置法第67条の4第17項又は第18項」を「令和2年旧措置法第68条の102第18項又は第19項」と、「租税特別措置法施行令第39条の27第14項」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の租税特別措置法施行令第39条の124第15項」とそれぞれ読み替えてください。
  - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第 67 条の4第3項若しくは第 10 項若しくは令和2年旧措置法第68条の102第3項若しくは第11項に規定する分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人又は措置法第 67 条の4第5項若しくは令和2年旧措置法第68条の102第6項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項若しくは第5項又は令和2年旧措置法第68条の102第3項若しくは第11項若しくは第6項に規定する適格分割等の日を記載してください。
  - (5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項若しくは第5項又は 令和2年旧措置法第68条の102第3項若しくは第11項若しくは第6項に規定する転廃業助 成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。
  - (6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。
  - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)若しくは令和2年旧措置法第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項若しくは令和2年旧措置法第68条の102第6項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。
  - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第14項又は法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)による改正前の租税特別措置法施行令第39条の124第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - (10)「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
  - (11)「※」欄は、記載しないでください。

## 4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してくださ い。